

・・・「現状維持の原則」について<2005年3月議会>・・・

05年3月議会、総務常任委員会で、H17年度予算案を採決をしたところ、4：4で賛成と反対が同数となりました。「可否同数のときは委員長の決するところによる」(日進市議会条例第17条)ので総務常任委員長が「否決と決し」、総務常任委員会では予算案は否決すべきものとなりました。

この件について、委員長が委員長裁定を「否決」としたことの根拠として「現状維持の原則」を挙げられました。この「現状維持の原則」について、みなさまからお問い合わせがたくさんありましたので、「現状維持の原則」とは何か、またそれについての考え方等について掲載しました。

[3月議会総務常任委員会採決のとき]

05年3月議会で、H17年度予算案を採決をしたところ、4：4で賛成と反対が同数となりました。「可否同数のときは委員長の決するところによる」(日進市議会条例第17条)ので、村瀬志げ子委員長(日本共産党)が「否決と決し」、総務常任委員会では予算案は否決すべきものとなりました。

この件について、村瀬志げ子議員が閉会日の予算案の反対討論で次のように述べられました。(日進民報より引用)

「村瀬志げ子が委員長である総務常任委員会は本会議より委員会付託を受けた平成17年度一般会計予算の歳入全部と歳出所管部分については可否同数でした。私は、『ぎょうせい』が発行する議長・委員長必携」を参考にしました。それには委員長は公正な立場にいるべきであるので、表決権はなく、可否同数のときだけ意思表示を行うこと、その場合は現状維持の原則を尊重して、否決の決定を下すのが公正であるとされています。委員会運営の公正を考えて私は否決の裁定を下しました。」

この委員長裁定と「現状維持の原則」が、市民のみなさんの間で話題になったということで、「現状維持の原則とは何か?」「何をどう現状維持したのか?」というご質問をたくさんいただきました。通信では書ききれないので、ホームページに掲載しました。

「現状維持の原則」とは

議会や委員会それぞれ、議長、委員長は表決権(賛成、反対を表明する権利)はありません。可否同数になったときだけ意思表示(これを裁決権という)します。

その際の考え方で、賛成、反対が同数だということは、その変化に対して積極的に賛成する者がまだ半数を超えていないのだから、現状を維持してしばらく議決を差し控え、議案提出前の白紙の状態に戻して、ゆっくり考えることが望ましいというものです。

「現状維持」の原則の拘束力について

「現状維持の原則」はどの資料を見ても、現在ではそれほど尊重しなければならないものではないということがわかります。また下記資料(「議会運営の実際」)の中には「将来消滅すると思われる原則である」と書いてあります。特に委員会では委員長が政治的判断し、可決にしている先例が国会

でもたくさんあるので、「可決」としても全く問題がないとも書いてあります。

今回の議案と「現状維持の原則」の関係

この議案は「予算案」でした。下記参考資料にも書いてあるように、「現状維持の原則」というのは、「現状を変更するときに、それを变えることについては慎重に取り扱う」という意味です。今回の議案は条例の改正や補正予算のように「何か特定のことを変える」議案ではなかったということとは注目すべき点です。

さらに、今回の議案が「予算案」であったということは、もし本会議で否決となると暫定予算となって経常的な予算以外の執行はできなくなり、市民生活に大きな影響を及ぼします。「現状維持の原則」というのは、そのような緊張関係を求めているわけではありません。

参考資料には「現状維持の原則」についてどのようにかいてあるか

それぞれの参考資料には次のように書いてあります。

「議長・委員長必携」(中島正郎著 ぎょうせい刊)より引用

(村瀬志げ子委員長もこの本から引用されていますが、委員長の引用は途中までになっています)

Q. 可否同数のとき、委員長はどちらに決定するのがよいか。

A. 委員長は公正な立場にいるべきであるので、表決権(賛否を表明すること)はなく、可否同数のときだけ、意思表示(これを裁決権と言います)を行います。

その場合、現状維持の原則を尊重して、否決の決定を下すのが公正ではないかとするが、絶対的なものではありません。可決にしても決して違法ではありません。ですから、委員長は原案を早く成立させたいという考えなら、可決に決定されてよろしいです。賛否半々ということには、ひとまず急がずに、提出以前の白紙の形にして、じっくりと検討したらよいのではないかということで、ワンクッションおくという意味です。それを現状維持の原則と言っていますが、拘束力もなければ、無視したからと言ってなら、違法にもなりませんから、気にしないことです。理屈を言う人がいれば、違法ではないですよといって軽く受け流してください。また、法令上何月何日までに施行すべきなど期日の指定があるものなら、委員長は可決に断を下してください。

「議員必携」(全国町村議長会編 学陽書房刊)より引用

議会において過半数議決を要する場合、賛成、反対が同数で議長が裁決するときは、その条例改正や予算の補正や請願の採択そして、人事案件の同意(現状変更に当たる)に積極的に賛成する者がまだ半数を超えていないのであるから、しばらく議決を差し控える(現状維持に当たる)ことが望ましいとするものである。

しかし、今日のように国際化、情報化等が急激に進展し、わが国の社会、経済全体が構造的な変革をせまられている中であっては、必ずしも、現状を変えないことが望ましいとはいえない面が多く、現状には、この原則が必ずしも強い拘束力をもって運用されてはいないが、議長としては、心得ておくべき原則の一つである。

「議員、職員のための議会運営の実際」(地方議会研究会編著 自治日報社刊)より引用

・ 委員長の裁決権行使の基準はなく、議長と同様、委員長の政治的判断で可決、否決いずれに決する

こともできます。委員会における可否同数の事例は本会議よりも多く、また、可決に裁決した事例も多いです。

- 国会の委員会の先例をみますと、可決、否決が混同しています。
- 現状維持の原則は以前は原則としての効力が強調されていましたが、最近においては、議長の政治的判断が重視されていること、これに基づき可決の事例が生じていること、とくに委員会では可否がばらばらになっていることから、将来、原則の範囲から消滅するものと思われます。

Q. 現状維持の原則とは

A. 現状維持の原則とは過半数議決において、可否同数になったとき、議長が消極に裁決することを言います。

現状維持の原則は、イギリス下院に置いて、議院に再度審議の機会を与える、中立公平な議長が案件の成立に責任を負うのを避けることを理由として生まれたものと言われています。

Q. なぜ、現状維持の原則がいわれるのか。

A. 現状維持の原則の理由として、現状を打破し改革していくためには出席議員の半数では不足、過半数の賛成が必要である。それにもかかわらず、中立公平な立場の議長を加えなければ過半数にならないようでは、積極的に改革していくと解することはできない。したがって、積極的な改革の意思に欠ける可否同数において、議長は現状維持、つまり反対に裁決するというものです。

これについては、裁決権を可否いずれに行使するかは議長の自由としながらも「普遍的な慣例として・・・消極に決定されるものとされている」(他にも同様な資料あり・省略)と述べられているように、どちらかといえば消極説(現状維持)が主張されている。

Q. 裁決権の行使に基準はあるか。

A. これは、法律上の問題ではなく、運用上の問題、具体的には議長の政治的判断に属する問題ですから、画一的ではありません。

Q. 国会で裁決権の行使はどうなっているか。

A. 「現状維持の原則」は原則として弱いものであり、議長は政治的判断で裁決権を可決、否決いずれに行使してもよいとされています。

衆議院先例集を見ますと、S.38 年版には「決裁権は消極的にする(否決にする)」記載されていましたが、S.53 年版 H.6 年版では「消極的」との記述が削除されています。

Q. 委員会における可否同数のときの、裁決権はどうなるか。

A. 委員長の裁決権行使の基準はなく、議長と同様、委員長の政治的判断で可決、否決いずれに決することができます。委員会における可否同数の事例は本会議よりも多く、また可決に裁決した事例も多いです。

Q. 現状維持の原則は将来どうなるか？

A. 現状維持の原則は、以前は原則としての効力が強調されていましたが、最近においては、議長

の政治的判断が重視されていること、これに基づき可決の事例が生じていること、特に委員会では可否がばらばらになっていることから、将来、原則の範囲から消滅するものと思われます。

「現状維持の原則」を含む「会議の原則」とは

会議の原則とは長い会議運営の積み重ねによって生まれた共通のルールです。

議会にはいろいろな「会議の原則」があります。「会議の原則」というのは長い会議運営の積み重ねによって生まれた共通のルールで、会議運営の習慣法、経験則なのでこれを無視して会議を行うことはできません。

「会議の原則」の中にも法や条例、規則に書かれてあって、強い拘束力をもつものと、そうではなく考え方としての原則とがあります。「現状維持の原則」は後者の方です。

規定されているもの・・・議事公開、定足数、会期不継続、一事不再議など

規定されていないもの・・・公正指導、議員平等、現状維持、討論1回など

規定されないものは、その拘束力をめぐって問題になりますが、その場合は議会が住民代表の機関であることから、住民に通用する「常識」に戻って判断する以外にありません。

会議は社会の状況、時代によって異なる運営をするので変化します。このため、将来消滅するものや新たに生まれるものもあります。

会議の原則として、どの項目を取り上げるかは、学者によって違いがあります。議会に関する書物が一般的に取り上げているのは、

「会期不継続」「会議公開」「定足数」「過半数」「一事不再議」「発言自由」「議員平等」「討論交代」「討論1回」「公正指導」「委員会審査独立」などです。